

## 【記号の見方】

- I、II、III … 評価対象  
 1、2、3 … 評価分類  
 (1)、(2)、(3) … 評価項目  
 ①、②、③ … 評価細目

## 救護施設 評価基準の改正新旧対照表(共通評価基準) (案)

新 (新基準)	旧 (現在運用中の基準)	策定趣旨
<p><b>I 福祉サービスの基本方針と組織</b></p> <p><b>I-1 理念・基本方針</b></p> <p>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p><b>I-2 経営状況の把握</b></p> <p>I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p>I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。</p> <p><b>I-3 事業計画の策定</b></p> <p>I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p> <p>I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p> <p>I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定</p>	<p><b>I 福祉サービスの基本方針と組織</b></p> <p><b>I-1 理念・基本方針</b></p> <p>I-1-(1) 理念、基本方針を確立している。</p> <p>I-1-(1)-① 理念を明文化している。</p> <p>I-1-(1)-② 理念に基づく基本方針を明文化している。</p> <p>I-1-(2) 理念や基本方針を周知している。</p> <p>I-1-(2)-① 理念や基本方針を職員に周知している。</p> <p>I-1-(2)-② 理念や基本方針を利用者等に周知している。</p> <p><b>II 組織の運営管理</b></p> <p><b>II-1 経営状況の把握と透明性の確保</b></p> <p>II-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。</p> <p>II-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境を的確に把握している。</p> <p>II-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。</p> <p><b>I-2 事業計画の策定</b></p> <p>I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画を明確している。</p> <p>I-2-(1)-① 中・長期計画を策定している。</p> <p>I-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画を策定して</p>	<p>⇒ I-1-(1)、(2) を統合        理念及び、理念にもとづく基本方針は、適切に明文化されていることはもとより、職員が理解し、利用者等に周知されていることが重要である。        これまで、理念の明文化、基本方針の明文化、理念・基本方針の職員への周知と利用者等への周知をそれぞれに評価していたが、一体的に評価するため統合する。</p> <p>⇒ 「経営状況の把握」を II-1 より I-2 に変更        中・長期的なビジョンと計画、また、事業計画の策定においては、「経営状況の把握」が前提となる。「経営状況の把握」⇒「事業計画」の策定の流れを整理するため「II-1 経営状況の把握と透明性の確保」のうち「経営状況の把握」を「I-2 事業計画の策定」の前に移動することとしない、付番を変更する。        ※ これまでの評価項目においても、経営状況の把握・分析及び、改善に向けた取組が中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが評価の着眼点として設定されていたところである。よって、経営状況の把握・分析(改善に向けた課題)⇒事業計画の適切な策定の流れを明確にする。</p> <p>⇒ 「事業計画の策定」を I-2 より I-3 に変更</p>

新（新基準）	旧（現在運用中の基準）	策定趣旨
されている。	いる。	
<p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。</p> <p>I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p> <p>I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。</p> <p><b>I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組</b></p> <p>I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。</p> <p>I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。</p> <p>I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。</p>	<p>I-2-(2) 事業計画を適切に策定している。</p> <p>I-2-(2)-① 事業計画の策定を組織的に行っている。</p> <p>I-2-(2)-② 事業計画を職員に周知している。</p> <p>I-2-(2)-③ 事業計画を利用者等に周知している。</p> <p><b>III-2 サービスの質の確保</b></p> <p>III-2-(1) 質の向上に向けた取り組みを組織的に行っている。</p> <p>III-2-(1)-① サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。</p> <p>III-2-(1)-② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。</p> <p>III-2-(1)-③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。</p> <p>II-2-(2) 職員一人ひとりの主体的な判断と行動により組織の能力向上を図っている。</p> <p>II-2-(2)-① 職員に、職務分掌を明示し、役割と責任を明確にしている。</p> <p>II-2-(2)-② 日常業務において専門の職種や部門を越えて協力し合う仕組みを構築している。</p> <p>II-2-(2)-③ 職員が改善事項を提案する仕組みを構築している。</p>	<p>⇒I-2-(2)-①、②を統合し、I-3-(2)-①に改編 事業計画の策定を組織的に行う上で、職員等の参画や意見の集約・反映のもとでの策定を求めている。よって、策定された事業計画が事業職員に周知されていることあわせて考える必要があり、別項目としていた「I-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている」を統合する。 これに伴いI-2-(2)-③をI-2-(2)-②に付番を変更する。</p> <p>⇒質の向上に向けた取り組みを、「I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組」に改編。 質の向上に向けた取組は、組織的かつ計画的な取組が重要であることなどから、「I 福祉サービスの基本方針と組織」に位置づけるとともに、「I-3 事業計画の策定」とも関連する事項であることから「I-4」とする。 別の評価項目としていた「II-2-(2) 職員一人ひとりの主体的な判断と行動により組織の能力向上を図っている」を職員の能力向上は組織のサービスの質の向上の要素であることから、統合・改編する。</p>

新（新基準）	旧（現在運用中の基準）	策定趣旨
<p><b>II 組織の運営管理</b></p> <p><b>II-1 管理者の責任とリーダーシップ</b></p> <p><b>II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。</b></p> <p>II-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p> <p>II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p> <p><b>II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</b></p> <p>II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p> <p>II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。</p> <p><b>II-2 福祉人材の確保・育成</b></p> <p><b>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</b></p> <p>II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p> <p>II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p> <p><b>II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</b></p> <p>II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。</p>	<p><b>I-3 管理者の責任とリーダーシップ</b></p> <p><b>I-3-(1) 管理者の責任を明確にしている。</b></p> <p>I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。</p> <p>I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p> <p><b>I-3-(2) 管理者がリーダーシップを発揮している。</b></p> <p>I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。</p> <p>I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。</p> <p><b>II-2 人材の確保・養成</b></p> <p><b>II-2-(1) 人事管理の体制を整備している。</b></p> <p>II-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。</p> <p>II-2-(1)-② 人事考課を客観的な基準に基づいて行っている。</p> <p><b>II-2-(3) 職員の就業状況に配慮している。</b></p> <p>II-2-(3)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みを構築している。</p> <p>II-2-(3)-② 職員の不安やストレスを受け止めるなど健康維持に関する仕組みを構築している。</p> <p>II-2-(3)-③ 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる</p>	<p>⇒「管理者の責任とリーダーシップ」をI-3からII-1に変更</p> <p>管理者の責任とリーダーシップは、組織の運営管理において果たされるものであるとの趣旨を明確にするため、「II 組織の運営管理」に位置づける。これにともない一部改編し、付番を変更する。</p> <p>⇒II-2「福祉人材の確保・育成」に変更</p> <p>昨今及び今後の「福祉人材」の「確保」とともに「育成」の重要性を鑑み、趣旨を明確にする。</p> <p>⇒II-2-(1)-②を改編</p> <p>人材の確保・養成の観点から、人事考課をその手段の一つと考え、これまで評価項目としてきた。現在、人事考課を含めた総合的な人事管理が重要であるとされている。</p> <p>人事考課については、大規模な法人以外においては、適切な評価に結びつかない、また、目標管理の仕組みとの相違が不明確等の指摘があることから、総合的な人事管理の一つの手段として再整理する。</p> <p>なお、目標管理の仕組みについては、別途（II-2-(3)-①として）設定する。</p> <p>⇒II-2-(3)-①、②、③を統合・改編</p> <p>福祉人材の確保、さらには定着の観点から「働きやすい職場づくり」が重要であることから改編する。職員の福利厚生や健康の維持はこれらの要素であることから、統合する。</p>

新（新基準）	旧（現在運用中の基準）	策定趣旨
<p>II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p> <p>II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p> <p>II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p> <p>II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	<p>II-2-(4) 職員の質の向上に向けた体制を確立している。</p> <p>II-2-(4)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。</p> <p>II-2-(4)-④ 新人職員に対する指導を適切に行っている</p> <p>II-2-(4)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢を明示している。</p> <p>II-2-(4)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画を策定し、計画に基づいて具体的な取り組みを行っている。</p>	<p>⇒II-2-(4)-③、④を統合・改編 職員一人ひとりの育成に向けた取組として目標管理の実施について評価する項目として改編する。適切な目標管理の下に、教育・研修計画の策定や実施されることも重要であることなどから、II-2-(3)-①に位置づける。</p> <p>⇒II-2-(4)-①を改編 職員の教育・研修に関する基本姿勢（基本方針や計画）が明示されるのみならず、実際に教育・研修が実施されていることが重要であるとの趣旨を明確にするために改編する。</p> <p>⇒II-2-(4)-②を改編 職員に教育・研修の機会が提供されるとともに、実際に機会が確保されていることが重要であるとの趣旨を明確にするために改編する。</p>
<p>II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p> <p>II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	<p>II-2-(5) 実習生や他事業所職員の研修の受け入れを適切に行っている。</p> <p>II-2-(5)-① 実習生や他事業所職員の研修の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備し、積極的な取り組みをしている。</p>	<p>⇒II-2-(5)-①を改編 社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士等の「実習生」のみならず、福祉サービスに関わる医療関連、教育関連、司法関連の専門職の教育・育成についても取組（協力）が求められていることから福祉施設・事業所の実態に即して改編する。</p>
<p>II-3 運営の透明性の確保</p> <p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p>II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	<p>II-1-(2) 地域社会に対して透明性の高い組織となっている。</p> <p>II-1-(2)-① 経営状況を公開している。</p> <p>I-3-(3) 重要事項を納得性のある方法で決定している。</p> <p>I-3-(3)-① 重要事項について、実情を踏まえた意思決定を行っている。</p> <p>I-3-(3)-② 重要な意思決定内容を関係者に説明・周知し</p>	<p>⇒II-1-(2)-①、I-3-(3)-①、②を統合・改編 社会福祉事業を営む法人においては、質の高い福祉サービスの前提ともなる経営・運営が公正かつ透明性の高い適正なものであることが求められる。これらは、福祉サービスを提供する主体としての説明責任と信頼性に関わ</p>

新（新基準）	旧（現在運用中の基準）	策定趣旨
<p>II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p><b>II-4 地域との交流、地域貢献</b></p> <p><b>II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</b></p> <p>II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。</p> <p>II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> <p><b>II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</b></p> <p>II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p> <p><b>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</b></p> <p>II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取り組みが行われている。</p> <p>II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>ている。</p> <p>II-1-(2)-② 外部監査を実施している。</p> <p><b>II-4 地域との交流と連携</b></p> <p><b>II-4-(1) 地域との適切な関係を確保している。</b></p> <p>II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。</p> <p>II-4-(1)-③ ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p> <p><b>II-4-(2) 関係機関との連携を確している。</b></p> <p>II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。</p> <p>II-4-(2)-② 関係機関等との連携を適切に行っている。</p> <p>II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。</p> <p><b>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。</b></p> <p>II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。</p> <p>II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動を行っている。</p>	<p>る重要な取組であることから改編する。</p> <p>⇒II-3-(1)-②に改編 「外部監査」は当該項目に位置づける。大規模な法人以外においては、適切な評価に結びつかないとの指摘があることなどから、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組の一つとして再整理する。 これにともない付番を変更する</p> <p>⇒II-4「地域との交流、地域貢献」に変更 社会福祉事業の実施主体は、利用者と地域との交流に積極的に取組むとともに、福祉サービスの提供等を通じた地域への貢献（公益的取組）が求められていることを鑑み改編する。 ⇒II-4-(1)-②に変更、一部改編 ボランティアのみならず、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力についても評価するため、施設・事業所の実態を踏まえ改編する。</p> <p>⇒II-4-(2)-①、②を統合、改編 必要な社会資源を明確にすることは、施設における福祉サービスの質の向上のためであり、必要な社会資源が明確化されることのみならず、実際に当該社会資源、関係機関等と連携が適切にされてその効果を有するものと考えられるため統合・改編する。</p> <p>⇒II-4-(3)-①に変更 II-4-(3)地域の福祉向上の取組の一環であるとの趣旨を明確にするため位置づけ（付番）を変更し、一部改編。 ⇒II-4-(3)-①、②を統合、II-4-(3)-②に改編</p>

新（新基準）	旧（現在運用中の基準）	策定趣旨
<p><b>Ⅲ 適切な福祉サービスの実施</b></p> <p><b>Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス</b></p> <p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。</p> <p>Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。</p> <p>Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</p> <p>Ⅲ-1-(2)-① 利用者希望者に対して福祉サービス利用に必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。</p> <p>Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。</p> <p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。</p> <p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p><b>Ⅲ 適切な福祉サービスの実施</b></p> <p><b>Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス</b></p> <p>Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢を明示している。</p> <p>Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。</p> <p>Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。</p> <p><b>Ⅲ-3 サービスの開始・継続</b></p> <p>Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始を適切に行っている。</p> <p>Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。</p> <p>Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。</p> <p>Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応を行っている。</p> <p>Ⅲ-3-(2)-① 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。</p> <p>Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。</p> <p>Ⅲ-1-(2)-① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。</p> <p>Ⅲ-1-(2)-② 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。</p>	<p>⇒一部改編</p> <p>利用者本位の福祉サービスにおける権利擁護（虐待防止等の取組）の重要性を鑑み、評価項目において権利擁護を明示する。福祉施設においては権利擁護規程等において、プライバシー保護や虐待防止等の権利擁護に関する事項を定め、実施している実態等を踏まえ、利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービスの提供を評価する項目として改編する。</p> <p>⇒Ⅲ-1-(2) に統合・改編</p> <p>「Ⅲ 適切な福祉サービスの提供」「Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス」における重要な要素であるとともに、福祉サービス利用時の流れ（説明・同意⇒福祉サービスの提供）に沿った整理とするため付番を変更する。</p> <p>また、当該評価項目の趣旨を明確にするため改編する。以下、同様。また、これとしない付番を変更する（Ⅲ-3-(1)-①～(2)-①同様）。</p> <p>「Ⅲ-3 サービスの開始・継続」をⅢ-1-(2)に改編することとしない付番を変更する。</p> <p>⇒Ⅲ-1-(3) に統合・改編</p> <p>利用者満足を目的とした仕組みを整備し行っている取り組みを評価する項目として改編する。</p>

新（新基準）	旧（現在運用中の基準）	策定趣旨
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p> <p>Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。</p> <p>Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	<p>Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制を確保している。</p> <p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。</p> <p>Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。</p> <p>Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。</p> <p><b>Ⅱ-3 安全管理</b></p>	<p>「苦情解決の仕組み」を前提とし、相談や意見を述べやすい環境の整備と意見等への迅速な対応を行うとの流れを明確にするため、また、実際の評価場面における現状等を勘案し順序（付番）を変更する。</p>
<p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。</p> <p>Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <p>Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的にやっている。</p>	<p>Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みを行っている。</p> <p>Ⅱ-3-(1)-③ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。</p> <p>Ⅱ-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制を整備している。</p> <p>Ⅱ-3-(1)-② 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。</p>	<p>⇒Ⅲ-1-(5)に統合・改編 利用者本位の安心・安全な福祉サービスの提供に関わる「安全管理」については、「Ⅲ 適切な福祉サービスの提供」「Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス」における重要な要素であるため、これに関わる項目として位置づける。また、この趣旨を明確にするため改編する。</p> <p>⇒Ⅲ-1-(5)-①に改編 福祉施設におけるリスク管理の目的は、利用者本位の福祉サービスの提供の観点から安心・安全な福祉サービスの提供を通じた質の向上にあること、また、リスクマネジメントについては、体制として構築・実施されるべきものであるとの趣旨を明確にするため改編する</p> <p>⇒Ⅲ-1-(5)-②に改編 「事故」への対応については、Ⅲ-1-(5)-①のリスクマネジメント体制において評価することとし、感染症を中心とする取組に改編する。また、発生時に着目した評価項目であったが、感染症「予防」の重要性に鑑み、予防の観点を追加する。</p> <p>⇒Ⅲ-1-(5)-③に変更 本評価項目における、災害対策については、当該福祉施設における利用者の安全の確保とともにケアの継続の観点から評価するものであり、利用者の安心・安全に着目した内容となっている。感染症の予防・発生時の対応、リスクマネジメント体制と同様、利用者本位の福祉サービス提供の観点から構成されているため、これらの項目とあわ</p>

新 (新基準)	旧 (現在運用中の基準)	策定趣旨
<p><b>Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保</b></p> <p>Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。</p> <p>Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。</p> <p>Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。</p> <p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別支援計画を適切に策定している。</p>	<p>Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。</p> <p>Ⅲ-2-(2)-① 個々のサービスについて標準的な実施方法を文書化し、サービスを提供している。</p> <p>Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p><b>Ⅲ-4 サービス実施計画の策定</b></p> <p>Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントを行っている。</p> <p>Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。</p> <p>Ⅲ-4-(1)-② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。</p> <p>Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画を策定している。</p> <p>Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。</p>	<p>せて改編する。          なお、地域における災害対策や災害時の役割等については、従前からⅡ-4-(1)-②において評価している。</p> <p>⇒Ⅲ-2-(1)に変更          提供する福祉サービスの標準的な実施方法の文書化され福祉サービスが提供されているか、その見直しの仕組みが確立されているかを評価する項目として改編。</p> <p>⇒Ⅲ-2-(2)に変更          アセスメントは、個別的な福祉サービス実施計画の策定のプロセスとして実施されるものであることから、アセスメントと策定を統合し改編する。</p> <p>⇒Ⅲ-4-(1)-①、-②とⅢ-4-(2)-①とⅢ-2-(4)-①とⅢ-2-(5)-①を統合、Ⅲ-2-(2)-①に改編          個別的な福祉サービス実施計画は、「Ⅲ 適切な福祉サービスの提供」「Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保」における重要な要素であるため、これに関わる項目として位置づける。</p>

新（新基準）	旧（現在運用中の基準）	策定趣旨
<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に個別支援計画の評価・見直しを行っている。</p> <p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。</p> <p>Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p> <p>Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>Ⅲ-2-(4) 利用者の自力行為に対する見守りと支援の体制がとられている。</p> <p>Ⅲ-2-(4)-① 利用者の自力で行う日常生活上の行為に対する見守りと支援の体制がとられている。</p> <p>Ⅲ-2-(5) 利用者の自立支援の取組みが行われている。</p> <p>Ⅲ-2-(5)-① 利用者の自立に向けた処遇計画に基づいた取組みがされている。</p> <p>Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。</p> <p>Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録を適切に行っている。</p> <p>Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録を適切に行っている。</p> <p>Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。</p> <p>Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p>	<p>⇒Ⅲ-4-(2)-②をⅢ-2-(2)-②に変更</p> <p>⇒Ⅲ-2-(3)-①、③を統合・改編 福祉サービスの提供に関する記録は、適切に実施されていることのみならず職員間で共有されていることが必要不可欠であることから、「Ⅲ-2-(3)-③」と統合・改編する。</p>